

第1回第五種優先株式

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第1回第五種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	3,900 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2008 年 11 月 17 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：2014 年 4 月 1 日 償還金額：1 株につき、2,500 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2014 年 4 月 1 日以降で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1 株につき、年 115 円
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務 (なお、今後当社が劣後債務を負った場合には、当該劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	特記事項なし

項目番号8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成24年3月30日公布金融庁告示第28号（「銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第3条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

第十一種優先株式

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第十一種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	—
11	発行日	1999 年 3 月 31 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日：2014 年 8 月 1 日 償還金額：1 株につき、1,000 円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	償還可能日は 2014 年 8 月 1 日のみ
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1 株につき、年 5 円 30 銭
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	有
24	転換が生じる場合	① 発行日から2014年7月31日までの期間で、優先株主が取得請求権を行使した場合、及び ② 2014年7月31日までに取得請求のなかった優先株式につき、2014年8月1日が到来した場合。
25	転換の範囲	全部転換又は一部転換
26	転換の比率	本表欄外（*）に示すとおり。
27	転換に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	普通株式
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	三菱UFJフィナンシャル・グループ
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務 (なお、今後当社が劣後債務を負った場合には、当該劣後債務が本項における最も劣後の内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・転換特約に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	特記事項なし

項目番号8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成24年3月30日公布金融庁告示第28号（「銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第3条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

(*) No.26 「転換の比率」は以下①または②のとおりです。

【① 取得請求権が行使された場合】

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数 = (A)

$$(A) = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000 \text{ 円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

(2) 取得価額等の条件

イ. 2013年3月31日現在の取得価額 : 865円90銭

ロ. 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、以下に定める算式により調整する。

ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、(B)=100円とする。

$$\text{調整後取得価額 (B)} = \text{調整前取得価額} \times \text{(C)}$$

$$\text{ただし、(C)} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{(D)}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

$$\text{(D)} = \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

【② 一斉取得による場合】

2014年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、2014年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を2014年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回る時は、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。